

公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長及び田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月30日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：都市建設部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	公印取扱事務 当部次長が管守する市長印が、規則に定められた事項以外の目的で使用されているものがある。	課内において久留米市公印規則の周知を実施し認識を深め、規則に従い目的に合わせて公印を使用するなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務 歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。	歳入の収納にあたっては、担当者間の引継ぎ及び組織的な確認を徹底し、収納当日の支払いができなかった場合も収納の翌日までには、金融機関への払い込みを完了させるなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務 保管している切手・はがきについて、現在数と受払簿の残数が一致しないものがある。	切手・はがきの保有枚数を確認し、受払簿の是正を行うとともに、定期的に残数確認を行うなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	契約事務 2件の樹木剪定業務委託について、50万円以下の予定価格で、2社からの見積りで随意契約を行っている。契約内容をみると、実施範囲は違うが、履行期間が重複している。原則は入札であり、随意契約はあくまでも例外的な手続きであることに鑑み、やむをえず随意契約とする場合は、合理的な理由があるかどうか十分検討し、経済性、公正性の確保を図られたい。	地元要望対応の業務を発注する際は、要望箇所の確認および地元との調整を十分に行い、同様な事案が発生しないよう、適正な契約事務に努めております。
意見	事務監査	都市計画区域や都市計画道路をはじめとする道路網、市営住宅、公園等の社会資本については、中長期的視点から再検討を行う必要がある。また、長寿命化、公共施設最適化など、既存ストックの活用・保全など創意工夫も求められる。財源の面では、国・県及び関係機関と連携を強化し、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金をはじめとする財源の確保が不可欠である。自然災害が大型化する中、これらの事業を計画的に進め、「住みやすさ日本一」の実現に取り組むことを望む。	近年頻発している大雨等の自然災害に対し、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものにならず迅速に回復するまちを構築するため、国土強靱化基本法に基づき、関係部局において国土強靱化地域計画の策定を進めております。多岐に渡る行政分野の取組も含めた計画となることから、各部局と連携し調整を図ってまいります。 浸水被害の軽減に向けては、既に国・県と連携して対策案の検討を進めていますが、今年度より市管理河川を対象とした庁内の豪雨対策検討プロジェクトの中で検討を進めてまいります。 また、災害に強いまちを実現するためには、都市機能など限られた資源の集中的、効率的な利用や災害危険性の低い地域への居住誘導など、コンパクトなまちの構築に向けた取り組みとして、土地利用誘導方針の策定や駅周辺の開発許可制度の見直しに取り組むとともに、長期未着手の都市計画道路や公園などについては、必要性の検証等を行いながら見直しを行っているところです。 一方、本市の公共インフラは、高度経済成長期に集中的に整備され一斉に老朽化を迎えており、今後も適切な維持管理を行うためには、致命的な損傷が生じる前に修繕を行う予防保全の視点をもって取り組む必要があります。このため、橋梁、公園などのインフラ施設については、公共施設総合管理基本計画や施設別の長寿命化計画等に基づき、定期的に点検、診断を行いながら、計画的な維持管理とライフサイクルコストの縮減に取り組んでまいります。 なお、限られた財源を有効かつ効率的に活用するため、事業の選択と集中を今後より一層図りながら、国からの交付金などの貴重な財源の活用・確保に向け、国・県及び関係部局との連携を強化してまいります。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：田主丸財産区

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務 森林管理プロジェクトオフセット・クレジット（J-クレジット）売買契約において、十分な認識がなされないまま、瑕疵担保責任の存続期間について、民法の規定より制限するなど、当財産区にとって不利な内容となっているものがある。	指摘を受け、先方と協議を行い、今後の売買契約においては、田主丸財産区の契約様式を使用することで了承をえたので、不利益な内容は解消が図られます。